

清算会計設置方針について

平成24年2月16日

企業庁管理・工業用水部財務課

企業庁では、平成22年9月にまとめた「企業庁新経営戦略プラン(改定版)」に基づき、平成24年度末をもって一部の地区を除き土地造成整備事業を収束することとしており、収束後の清算業務を行う受け皿として新たな特別会計を設置することとしている。

その新たな特別会計の内容や設置の方法等に関する基本的事項を、清算会計設置方針として取りまとめることとした。

なお、この方針は、今後必要に応じて見直しを行うこととしている。

1 名称

清算会計設置方針

2 主な内容

- ・清算会計の設置、事業区域、設置の方法及び条例改正の時期
- ・土地造成整備事業会計から清算会計に移管する資産・負債、業務
- ・清算会計への資産等の移管時期及び方法
- ・詳細を検討するためのワーキンググループの設置
- ・検討スケジュール

3 方針の見直しについて

この方針は、清算会計について内容や設置の方法等に関する基本的事項を取りまとめるものであるが、地区精算の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて機動的に対応する必要があること、さらに現時点では想定しえない事項が発生することも考えられることから、必要に応じて見直しを行うこととする。

清算会計設置方針

平成23年12月16日

1 趣旨

土地造成整備事業は、平成24年度末で収束し、清算期間に移行することとなっている。その清算期間における清算業務の受け皿として、22年9月に策定した「企業庁新経営戦略プラン（改定版）」に基づいて設置する特別会計（以下「清算会計」という。）の内容や設置の方法等に関する基本的事項を、本設置方針として取りまとめることとする。

なお、清算会計では、基盤整備及び公共施設（用地）の引継ぎが概ね完了した地区に係る資産、負債を受け継ぎ、その管理、処分（土地の場合は分譲及び貸付等）を行う。

2 全体的事項

（1）会計の設置

土地造成整備事業の収束後の清算業務の受け皿として、企業庁に清算会計を設置する。

なお、本設置方針においては、会計の名称を清算会計とするが、正式な名称は、会計設置に係る条例制定段階で検討する。

（2）清算会計の事業区域

事業区域は、土地造成整備事業の事業区域のうち、千葉北部地区及び成田国際物流複合基地（南側）を除く地区とする。

（3）会計の設置の方法

「土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」に清算会計を加える改正により設置する。

（4）条例改正の時期

平成24年9月定例県議会を目途とする。

3 清算会計への移管対象

(1) 移管の対象

原則として、2-(2)に定める地区の資産及び負債を移管するものとする。

資本については、資産及び負債の状況に応じて、移管の対象を定めるものとする。

(2) 貸借対照表の分割

平成24年度決算見込みの貸借対照表をそのまま分割することとする。
移管後に負担が生じる場合には、その会計内の資産で対応するものとする。

(3) 損益計算書の分割

土地造成整備事業と清算会計で共通に要する経費については、別途共通経費勘定を設けて支出等の管理を行うこととする。

(4) 清算会計の科目

移管後の予算科目については、地区分け及び分譲、賃貸の別などを勘案しワーキンググループで検討する。

4 清算会計への移管時期等

(1) 会計への資産等の移管の方法

土地造成整備事業から清算会計に移管する資産等については、次項に定める時期に全てを一括して移管することとする。

なお、決算の確定に伴い移管する資産等に変動が生じた場合には、原則として平成25年度中に整理するものとする。

(2) 移管の時期

資産等を移管する時期は、平成25年4月1日とする。

5 詳細の検討

(1) ワーキンググループの設置

移管する資産等の詳細な内容、整備の遅延など不測の事態への対応や移管が困難な案件について検討・調整を行うとともに、移管事務の進行管理を行うため、ワーキンググループを設置する。

(2) ワーキンググループのメンバー

ワーキンググループは、管理・工業用水部企業総務課、財務課及び地域整備部各課の職員で構成する。

なお、ワーキンググループの事務は、財務課が行う。

6 その他

(1) 千葉北部地区及び成田国際物流複合基地（南側）の整理

千葉北部地区及び成田国際物流複合基地(南側)の資産等については、平成27年度末を目途に清算会計に移管するものとする。

(2) 検討スケジュール

今後の検討スケジュールについては、別添のとおりとする。

(3) 財務システムの対応

清算会計の導入にあたって、財務システムは旧鉄道会計のシステムを改修して活用することとする。

(4) 新会計基準（低価法）の導入時期

新会計基準（低価法）の導入時期については、法令の施行時期である平成26年度とする。

(5) 方針の改正

清算会計の設置について、具体化に向けた検討が進んだ場合及び地区精算の進ちよくや社会経済情勢の変化に機動的に対応する必要がある場合には、本設置方針を修正するものとする。

なお、修正に当たっては、必要に応じ「企業庁経営戦略会議」に諮ることとする。

以上

